した額

a22　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第4項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a23　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a24　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a25　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第6項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a26　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a27　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a28　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第6項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a29　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a30　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a31　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a32　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動